

## マネージメント・レター 233

所有権移転外ファイナンス・リース取引において  
賃借人が賃貸借処理した場合の消費税の取扱いについて

平成19年度税制改正により、所有権移転外ファイナンス・リース取引は平成20年4月1日以後にリース契約したものについて、そのリース取引の目的となる資産の売買（譲渡）があったこととされ、賃借人における消費税の課税仕入等の税額の控除の時期はリース資産の引渡しを受けた日の属する課税期間において一括控除することとされました。

しかし、「リース取引に関する会計基準」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」において、少額又は短期の移転外リース取引として重要性が乏しい場合には例外的に賃貸借処理が認められ、「中小企業の会計に関する指針」においては、すべての移転外リース取引について賃貸借処理を行うこともできるとされているところです。また、法人税法においては、売買でありながら賃借人が賃貸借処理することをベースとして償却の方法が認められており、事実上、改正前の取扱いが維持されている状況にあります。

このような実務を踏まえ11月に国税庁より次のような見解が示されました。

【所有権移転外ファイナンス・リース取引につき、事業者（賃借人）が賃貸借処理をしている場合で、そのリース料について支払うべき日の属する課税期間における課税仕入等として消費税の申告をしているときは、これによって差し支えない。】

新たなリース契約の際の消費税の取り扱いについて、慎重な対処を御願いしていたところですが、上記のような見解が示されたことをご報告いたします。



## 今月のひとくちメモ



インフルエンザが流行する時期になりました。  
今年は、前年に次ぐハイペースだそうで、早めの予防が必要です。  
体調を万全にしてこの忙しい師走を乗り切りましょう!!